

坂本茂雄 県政かわら版

2008年
冬号
NO. 20

<坂本茂雄県議会だより>
■高知市丸ノ内1-2-20
県議会内県民クラブ控室
TEL 088-823-9523
FAX 088-823-9063

12月県議会

厳しい財政状況のもと県民目線に優先施策を

看護学校 助産学科の廃止延期を求めた条例案は否決

尾崎知事となって初めての12月定例会は12月12日開会、27日閉会の日程で開会されました。

平成19年度一般会計補正予算案は、試験研究機関のアウトソーシング関連債務負担行為予算について減額する修正案を県民クラブなどから提出しましたが、少数否決となり、平成19年度一般会計補正予算案は原案通り可決されました。

追加提出された人事案件（副知事、選挙管理委員、土地収用委員）については、十河清氏を副知事に起用する選任同意議案

をはじめ全て全会一致で同意しました。

また、議員提案の「清潔で美しい高知県をつくる条例議案」は全会一致で可決したものの、高知県立総合看護専門学校の助産学科の廃止を平成27年度末まで延期しようとする「高知県立総合看護専門学校設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例議案」は少数否決となりました。

なお、開会日には、報第10号平成18年度高知県一般会計歳入歳出決算をはじめ18年度会計決算を全会一致で認定しました。

森林環境税は5年間継続

森林環境税は「高知県税条例の一部を改正する条例議案」として、審議されました。森林環境の保全を図ることを目的に、平成15年度から5年間導入してきた森林環境税を、これまでの成果や県民の意見、森林の現状などを踏まえ、引き続き5年間延長するものです。

第一期の整備では、主に水源かん養の機能などを持った水土保持林の保全型の人工林や身近な里山林などを対象とし、約2,500ヘクタールを整備してきました。また、森林環境税による雇用としては、ほとんど切り捨て間伐であり、約25,000人役ぐらいと試算されているとのことです。今後、5年間の延長で、この期間に若齢林の間伐を進めることで、森林の持つCO2の吸収効果を高めていくこととしています。

また、税額は、国でも環境税の議論もされており、状況によっては見直しの可能性もあり得ることや、企業の負担を多くすることは、景気動向や厳しい経済状況を考えると難しい面もあるとして、これまで同様500円に据え置くこととしました。しかし、森林環境保全基金に對して意思のある企業・個人からの寄付金を受け入れることができよう条例を改正しました。請願に関しては、「警察署再編計画案の再考を求める請願について」は、全会一致で継続審

査とし、「後期高齢者医療制度にかかわる障害者施策に関する請願について」は、全会一致で採択しました。また、「すべての子供に行き届いた教育を進めるための請願について」と「授業料助成の実施など、私学助成の拡充を求める請願について」は、不採択となりました。

全日空ボンバル機

事故修理機の就航復帰に怒り

意見書に関しては、「地方議会議員の位置付けの明確化に関する意見書」をはじめとして12件の意見書を可決し、「高知医療センターの経営改善を求める決議」と「事故修理機の運航に関する決議」を全会一致で可決しました。これは、ボンバルディア事故機を08年1月1日より、高知ー伊丹路線から復帰させるという全日空の表明に対して、県民感情として到底容認できないものではないとの強い意思表示を行ったものです。

県政意見交換会

◇2月18日(月)
午後6時15分～
◇高知グリーン会館
(高知市本町5-6-1)

お誘い合わせのうえご来場下さい

警察署・消防署の再編は県民合意で

警察署分庁舎化の影響は

警察本部からは、警察署再編計画(案)に対して、10月以降、各市町村

への説明や地元説明会、警察署協議会の開催など県民への説明、パブリックコメントなど県民から寄せられた意見や要望等を踏まえ、修正等を加え、警察署再編計画が取りまとめられたことが報告されました。

再編計画では、現行の16署を12署5分署とするもので、新中村署、高吾署への集約、高知東署と新南国署新築などの一方、清水、いの、本山、香美、香南を分庁舎化することとなっています。

この計画に対して、該当住民のみならずからは、分庁舎化に対する不安の声があがっています。警察本部としては、小規模警察署の統合によって、捜査力は強まり、事件の早期解決に結びつく。また、事件の初動措置対策として分庁舎にもそういった警察官は配置すること。さらに、駐在所の警察官の看守勤務等が抑制される。

制服警察官としての本来の活動に専念でき、



駐在所の警戒力、パトロール活動が強化されるなど、分庁舎としての機能も強化して地域に残ることなどを説明し、理解を求めるとしていきます。

今後とも、地域の方々の理解が得られるよう十分に説明することとし、合意のもとに進めていくことが求められます。

(市町村消防)

1ブロック再編で消防力はあがるのか

消防本部及び消防署は、時代の進展、社会生活の複雑多様化にあわせて、順次設置されてきました。

しかし、管轄人口が10万人未満の小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があり、消防の体制としては必ずしも十分でない場合があります。そのため、国は、常備消防体制の充実強化のためにも、市町村毎で行っている消防を広域化することにより、スケールメリットを具

体化しようと、都道府県に対して消防広域化の枠組みなどを定める「消防広域化推進計画」を平成19年度中に策定するよう求めています。高知県では、この「消防広域化推

進計画」の策定を進め、

て、広く各方面から検討する中、人口減少による財政力の

低下により、将来にわたる消防サービスの体制維持の困難が予想されることから、広域化の必要性を初め、広域化の組み合わせとして、1ブロック化の方向性を視野に入れた議論がされています。

しかし、高知市にとっては、出動範囲が広くなることにより、足元が手薄になるということが懸念される一方、人口や都市機能が集積しており、災害が大規模化した場合には、統一的な指揮下のもとに近隣から迅速な応援が得られるなど多岐にわたるメリット・デメリットが想定されます。

今後、各市町村・消防本部・消防団、住民の声も踏まえて、県民の安全、安心に配慮する消防サービスの体制をつくることが求められます。

(中学校の学力)

これほど全国と開いていいのか

本県の中学生の基礎学力が全国平均を大きく下回っている状況が明らかになった「全国学力・学習状況調



査結果」について、教育委員会から説明がされました。

これまでも毎年、各市町村で到達把握検査を実施しており、平成17年度の土佐の教育改革の検証と総括の作業において分析をした際に、小学校ではほぼ全国並み、中学校では大きく落ち込むという状況は把握されていました。

そのことも踏まえたとき、土佐の教育改革の取り組みが中学校現場へは届かず、学校現場から十分な信頼を得られていなかったし、その努力も足りなかったと言わざるを得ない。これからは、中学校現場への対策を確実に進めることの説明がありました。

この結果だけで、子どもへの評価や学校全体の評価をするべきではないが、子どもたちの基礎学力は子どもが自分の進むべき道を切り開いていく生きる力のためにはどうしても必要な力である。そのため、これほど全国との開きがあってはならないとの考え方が示されました。



第一次産品の付加価値化に不安

「平成19年度高知県一般会計補正予算」には、農業高等学校、農業技術センター、果樹試験場や茶業試験場など出先機関の業務の一部を08年4月から外部委託するため、12件1億7千711万7千円の債務負担行為が計上されていました。しかし、アウトソーシング推進関連委託料の債務負担行為は、問題点の多いことから、県民クラブとしては日本共産党と緑心会とともに修正案を提出しました。

これらのアウトソーシングについては、本県基幹産業である第一次産業を支える教育・研究という重要な機関の円滑な業務遂行に悪影響をもたらさざるをえないものであることから、所管の産業経済委員会でも多くの委員から次のような懸念の声が出されました。

◆人材の問題

試験研究機関では、研究員とともに技能職、非常勤職員との連携の中で研究業務が円滑に行われています。本来、研究課題を踏まえた研究員の考察や指示、ベテランの技能職・非常勤職員の知識と経験によって一体的に行われることで安定的に研究が進められ、その成果が本県1次産業等に活かされるものです。しかし、アウトソーシングされた場合には、

人材派遣や請負委託で経験と技術を持った人材が確保できず、研究水準の低下等が危惧されます。

このことから、知事も、本会議で、アウトソーシングを行った上で「うまくいかない場合があれば、直営に戻す選択もあり得る」と答弁せざるをえませんでした。

◆派遣・請負手法の問題

請負による人材確保の方法は、研究員との連携において支障を生じ、場合によっては「偽装請負」という法違反が懸念されます。これらの懸念を払拭するためには、直雇いで確保することが最適であると言わざるをえません。

◆コストの問題

アウトソーシングによる経費削減効果があると言われる試験研究機関でも、他の職場に配転となる技能職員の人件費はダブルコストとなり、実質的にはコストアップにつながります。また、茶業試験場などのように、現行の非常勤職員の経費よりコストアップになるものもあります。そのため、従来からの職員の能力

試験研究機関のアウトソーシングには問題あり

◆非常勤職員の雇用打ち切り問題

月13万円足らずの報酬でも家計を支えながら、業務の継続性から10年、20年と働き続け、試験研究業務を通じて県政の発展に尽くしてきた非常勤職員の雇用を打ち切って、一層の不安定雇用労働者をつくり出す単なる雇用の移動は認めがたいものがあります。これは、県としての労働政策のあり方としても問題が多いと言わざるをえません。

◇◇◇

以上のことから、試験研究機関におけるアウトソーシング推進関連補正予算案については、9件を削除し、3件にするとともに予算を減額修正し、22,089千円とする修正案を提出しましたが、少数否決となりました。

県民のみなさんのお宅に配布された「さんさん高知」08年1月号では、試験研究機関の特集が行われており、表紙には、過去10年間の研究成果のうち「一般に普及された」と評価されたものが253件に及んでいることが数字で表されています。ナスの新品種「土佐鷹」を



はじめとした野菜や果樹、花卉の新品種の開発、はちきん地鶏、土佐ジローをはじめとした農林水産資源の高度利用高付加価値化、土着天敵を活用した総合的病害虫管理技術の確立などを図ってきた試験研究機関の取り組みは、今後の本県1次産業の振興にも欠かせないだけに、アウトソーシング後への不安を抱かざるをえません。

(県営住宅)

暴力団員の入居は認めず

県営住宅及び特定公共賃貸住宅の入居者や周辺住民の生活の安全と平穏を確保するため、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員を県営住宅及び特定公共賃貸住宅に入居させないよう、必要な改正をするため「県営住宅及び特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例」の一部を改正する条例も成立しました。

総合看護専門学校助産学科の存続かなわす

全国的にも、また、県内でも産婦人科の休止をはじめとしたお産の危機が指摘される中、助産師の確保は喫緊重要な課題であることは県民共通の認識です。

しかし、高知県立総合看護専門学校助産学科の廃止決定の前提となっていた高知女子大学での8名と高知大学医学部看護学科での6名の助産師養成の開始の用途は、現時点でついていません。そこで、県内における助産師の安定的な養成及び確保を図るため、平成20年度末とされている総合看護専門学校助産学科の廃止を平成27年度末まで延期するため「高知県立総合看護専門学校の設置及び管理に関する条例改正議案」を県民クラブ、日本共産党と緑心会、ふぁーまー士居氏の11名の議員で提出しました。

これに対して、県は、高知女子大学と高知大学での十分な養成態勢が整うまでの助産師確保に全力で取り組むことで学科存続には難色を示し、総看廃止に理解を求めました。

議論のポイントとしては、執行部の言う両大学での養成については目処がついていないこと。また、養成を行う際の実習例の確保の問題。大学での養成の態勢が整うまでの間の奨学金制度拡充と潜在助

産師の活用の問題などがありました。

県として助産師養成・定着に責任を持てるのか

これらの課題については、大学4年間で看護師、保健師資格などとあわせて助産師資格をとることの困難性と卒後に助産師としての就労率の低さなどから、本県での安定的な定着の見通しがつかないこと。また、分娩介助実習例の確保に向けた調整を図る努力がなされていないこと。奨学金制度によって他県の助産師養成所で学ぼうとする看護師の確保と

本県への定着の見通しや、潜在助産師の活用についても見通しが立たないことなどが支障となっており、これが指摘されました。

争点において、異論が残されたまま、この条例案は少数否決となりました。

しかし、今後の少子化対策の中で

財政健全化法に基づく指標は

12月7日に総務省から示された地方公共団体財政健全化法に基づく4つの指標を県財政にあてはめた場合、4つの指標のうち、「実質公債費比率」と「将来負担比率」については、国が示した基準を既に下回っており、今後改善していく見込みであるため問題はない。

また、「実質

赤字比率」と「連結実質赤字比率」については、今後、赤字を出さない財政運営を行うことによりクリアすることが可能であると考えられているとのこと。特に「実質赤字比率」には、充分留意する必

◆政務調査費運用マニュアル検討会で用途、透明性の議論へ

これまでにも政務調査費の透明性を求める議論について報告してきたところですが、12月定例会において、県議会に任意の「政務調査費運用マニュアル検討会」の設置を行いました。

第一回目の会合が開かれたところですが、今後の議論を積極的に進め、今年度内を目標に検討結果をまとめ、議会運営委員会でマニュアル作成を目指すこととしました。その先には、当然領収書の添付公表をはじめとした透明性確保の議論につなげなければと思います。

も、安心できる命の誕生を保障するための態勢を確立することは今まで以上に求められており、県として責任ある対応を進めていかなければなりません。新しい命を育もうとする県民誰もが県下でそのことを保障されるような施策の充実が求められます。

要があり、収支の赤字を出さないよう財政運営を行わなければならない、さまざまな工夫によって歳入に見合った形の歳出構造に転換していく必要があります。

なお、4つの指標の数値について、財政健全化団体あるいは財政再生団体となるかどうかの判定は、平成20年度以降の決算に基づく指標について適用されることとなります。